



鳥取県公報

平成31年 4 月 26 日 (金)
号外第 5 1 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 調達公告 総合評価一般競争入札の実施（情報政策課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

調 達 公 告

総合評価一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成31年4月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達の内容

(1) 借入物品等の名称及び数量

庁内LANパソコン賃貸借 一式

ア ノート型パーソナルコンピュータ（借入） 1,646台

イ デスクトップ型パーソナルコンピュータ（借入） 28台

ウ モバイル型パーソナルコンピュータⅠ（借入） 13台

エ モバイル型パーソナルコンピュータⅡ（借入） 3台

オ ソフトウェア、ライセンス等（購入） 一式

(2) 借入物品等の仕様

入札説明書による。

(3) 借入期間

令和元年9月1日（日）から令和5年8月31日（木）までとする。ただし、令和2年度以降において、この公告に示した借入物品等に係る予算が減額され、又は成立しなかった場合には、当該契約の全部又は一部を解除できるものとする。

(4) 納入期限

令和元年8月30日（金）。ただし、賃貸借料は同年9月1日（日）から支払うものとする。

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 入札方法等

ア 本件入札は、総合評価一般競争入札により行うので、入札者は、入札説明書に定める仕様比較表を入札書とともに提出しなければならない。

イ 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札説明書に示す方法に従って計算した本件入札に係る借入物品等の賃借料（保守料等を含む。）の月額を入札書に記載すること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された月額をもって単価契約を締結するので、入札書に記載する金額は、契約申込金額（課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の額を含めた金額）とする。

また、消費税及び地方消費税の税率は借入期間を通して8パーセントとする。

(7) 予算規模

月額4,980,000円

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 単独企業に関する要件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成30年鳥取県告示第519号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が、事務用機器のパソコン類、情報処理サービスのシステム等開発・改良及び情報処理サービスのシステム等管理運営の全てに登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和元年5月14日（火）正午までに4の（2）の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の（2）の場所に必ず連絡すること。

ウ 本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

エ 本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

オ 1の（1）に示した物品を所有し（本件調達に係る契約日以降に取得する場合を含む。）、納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを鳥取県の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

カ 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

キ 本件入札に係る共同企業体の構成員でないこと。

（2）共同企業体に関する要件

ア 構成員は、（1）のア、ウ、エ及びカの要件を全て満たしていること。

イ 次の競争入札参加資格のそれぞれの業種区分に構成員の1以上の者が登録されていること。

（ア） 事務用機器のパソコン類

（イ） 情報処理サービスのシステム等開発・改良

（ウ） 情報処理サービスのシステム等管理運営

なお、構成員のいずれも当該業種区分の競争入札参加資格を有しない共同企業体が本件入札に参加しようとするときは、構成員のいずれかが競争入札参加者名簿への登録に関する申請書類を令和元年5月14日（火）正午までに4の（2）の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の（2）の場所に必ず連絡すること。

ウ 共同企業体において（1）のオの要件を満たすこと。

エ 共同企業体は、2以上の者で自主的に結成されたものであること。

オ 構成員の出資割合が異なる場合は、出資割合の最も大きい者が代表者となること。ただし、出資割合が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

カ 各構成員が、本件入札において参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員でないこと。

キ 次の事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。

（ア） 目的

（イ） 共同企業体の名称

（ウ） 構成員の住所及び名称

（エ） 代表者の名称

（オ） 代表者の権限

（カ） 構成員の出資の割合

（キ） 構成員の責任

（ク） 取引金融機関

（ケ） 業務途中における構成員の脱退に対する措置

（コ） 業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置

（サ） 解散後の瑕疵担保責任

（シ） その他必要な事項

3 契約担当部局

鳥取県総務部情報政策課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部情報政策課地域・行政情報化担当

電話 0857-26-7614

電子メール jouhou@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書等の交付の方法

平成31年4月26日（金）から令和元年5月23日（木）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/jouhou/>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成31年4月26日（金）から令和元年5月23日（木）までの日（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）及びその他法令に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。ただし、交付期間の最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札書及び仕様比較表の提出期限及び提出場所

ア 提出期限

令和元年6月7日（金）午後5時。ただし、郵便等による入札書及び仕様比較表の受領期限は、同月6日（木）午後5時とする。

イ 提出場所

(1)に同じ。

(6) 開札の日時及び場所

次のとおりとする。なお、落札者の決定は、入札説明書に示すところにより後日審査の上決定し、通知する。

ア 日時

令和元年6月7日（金）午後5時

イ 場所

(1)に同じ。

5 入札者に要求される事項

(1) 入札は、紙入札により行うこと。

(2) 入札書は、入札説明書に示すところにより記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(3) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す事前提出物を4の(1)の場所に令和元年5月23日

(木) までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(4) 入札参加者は、(3)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格に12を乗じて得た金額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額に12を乗じて得た金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 落札者の決定方法

(1) 落札者の決定は、入札説明書で示すところにより、入札書および仕様比較表の総合評価により行う。

(2) この公告に示した業務を完遂できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内の価格をもって入札したもののうち、総合評価の最も高かった者を落札者とする。

8 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the products

1,646 sets of notebook-type computers to be leased

28 sets of desktop-type computers to be leased

13 sets of mobile-type I computers to be leased

3 sets of mobile-type II computers to be leased

A suite of software to be purchased

(2) May 23, 2019 5:00 PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) June 7, 2019 5:00 PM : Time-limit for submission of tenders

(June 6, 2019 5:00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Please Contact : Information Policy Division, General Affairs Department, Tottori Prefectural Government 1-220 Higashi-machi, Tottori-shi, Tottori 680-8570 Japan

TEL 0857-26-7614